第3節 清酒製造業者の経営

1. 零細企業が全体の6割を占めるのが特徴

製成数量規模別に製造業を見ると、平成 14 年度では全体の約 4 割 5 分の者が 100kl 未満の零細企業である。

おおむねどの製成数量規模別においても、企業数は減少している。平成 13 年度には 100kl 以下のクラスにおいて企業数が増えているが、かつて 100kl 以上のクラスの企業が製成数量の規模の縮小により、100kl 以下のクラスに分類されたからである。また、平成 14 年度に 100kl 以下のクラスが減少に転じている要因は、販売不振等による廃業のためと推察される。

2. 零細事業者の約7割が欠損及び低収益

平成 15 年度調査分『清酒製造業の概況』(国税庁)によると、平成 14 年度の清酒製造業の経営は 55.8%の企業が欠損及び低収益企業(税引前当期純利益 50 万円未満)であった。製成数量規模別に見ると、規模が小さくなるにつれ欠損及び低収益企業の割合が高くなり、100k1 の零細事業者では 68.9%が欠損及び低収益となっている。

事業年度 12 13 14 欠損 欠損 欠損 製成数量 及び 企業数 及び 欠損 企業数 及び 欠損 企業数 欠損 規模 割合 割合 割合 割合 割合 割合 企業数 低収益 低収益 企業数 低収益 企業数 企業数 企業数 企業数 100kl以下 848 71.9 466 55.0 71.9 485 54.4 887 446 50.3 610 891 641 611 68.9 100~ 117 263 44.5 245 45.3 30.2 102 41.8 26.2 84 31.9 74 244 64 111 200kl 200~300 110 43 39.1 106 36 34.0 24.5 98 35 35.7 27 27.6 35 31.8 26 300~500 105 31 29.5 25 23.8 97 18 18.6 15 15.5 89 23 25.8 18 20.2 500~ 16 26.5 16 52 19 36.5 18 34.6 59 23.7 1000 1000~ 50 11 22.0 10 20.0 49 11 22.4 10 20.4 41 8 19.5 14.6 2000 2000~ 6 26 11.5 29 8 27.6 20.7 28 21.4 143 3 3.8 6 5000 5000kl超 19 21.1 15 13.3 16 31.3 31.3 4 21.1 2 2 13.3 合計 1,489 837 56.2 641 43.0 1,484 846 57.0 636 42.9 1,462 806 55.1 584 39.9 全企業合計 2.009 1,162 890 44.3 1,958 1.110 56.7 846 43.2 1.933 1,079 57.8 55.8 796 41.2

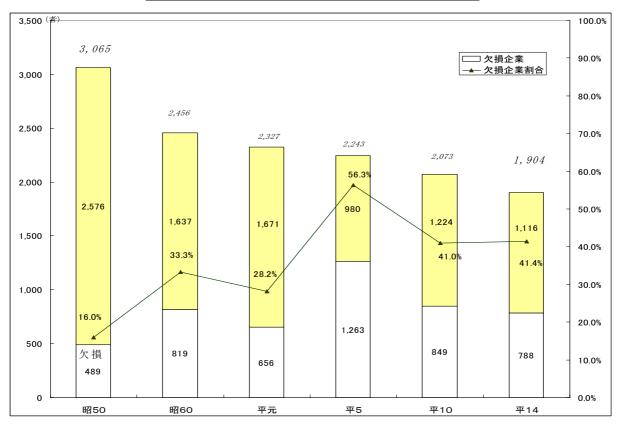
図表 1-3-1 製成数量規模別 欠損及び低収益企業数の推移

出典:『清酒製造業者の概況 (平成 15 年度調査分)』国税庁

^{*}上記表は、専業割合50%以上の清酒製造業者のみである。

^{*}低収益企業とは税引前当期純利益が0から50万円未満の企業をいう。

図表 1-3-2 清酒製造業者の欠損企業数の推移



出典:『清酒製造業者の概況 (平成15年度調査分)』国税庁

3500 5,000kl超 1,000~5,000kl ☑ 200~1,000kl 3000 □ 100~200kl □ 100kl以下 2500 134 1297 147 2000 Ш 1500 244 1000 1329 1313 500 1050 昭50 昭60

図表 1-3-3 製成数量規模別分布

出典:『清酒製造業者の概況 (平成15年度調査分)』国税庁ほか

3. 清酒の製造状況

(1)製造方法別の製造場数

「平成 15 酒造年度における清酒の製造状況等について」(国税庁)によると、平成 15 酒造年度において清酒を製造した場数は 1,463 場で、前年度から 28 場減少している。

平成 15 年度の純米酒・吟醸酒などの製造方法別製造場数の推移は、図表 1-3-4 のとおりである。

これらの全体の製造場に占める割合を見ると、増加しているのは、純米酒 (70.7% と前年度 68.5%より 2.2%上昇)、本醸造酒(78.9%と前年度 78.8%から 0.1%上昇)、普通酒 (81.7%と前年度 81.4%から 0.3%上昇) である。

変化がなかったのは、純米吟醸酒(81.3%)である。

減少したのは、吟醸酒(82.3%と前年度83.4%から1.1%減少)、増醸酒(39.4%と前年度41.6%から2.2%減少)である。

以上から製造業者の「純米志向」(純米酒・純米吟醸酒)の高まりが見て取れる。

タイプ		平成 14 年度		平成 1	構成比率	
		製造場数	構成比率	製造場数	構成比率	増減
特	純米吟醸酒	1,212 場	81.3%	1,190 場	81.3%	0 ポイント
定	吟醸酒	1,244 場	83.4%	1,204 場	82.3%	▲1.1ポイント
名	純米酒	1,022 場	68.5%	1,035 場	70.7%	2.2 ポイント
称	本醸造酒	1,175場	78.8%	1,154場	78.9%	0.1 ポイント
酒						
普通酒		1,214場	81.4%	1,196場	81.7%	0.3 ポイント
増醸酒		620 場	41.6%	577 場	39.4%	▲2.2ポイント
清酒を製造した場数		1,	491 場	1,	, 463 場 ▲ 2 8 場	

図表 1-3-4 製造方法別の製造場数

(注) 1. 「特定名称酒」とは、純米酒、純米吟醸酒、吟醸酒、本醸造酒をいう。

「普通酒」とは、特定名称酒及び増醸酒以外の清酒をいう。

2.1場で複数タイプの清酒を製造しているため、構成比の合計は100%とはならない。

出典:「平成15酒造年度における清酒の製造状況等について」国税庁

(2) 清酒の種類別製造数量

清酒の種類別の製成数量の推移は図表 1-3-5 のとおりである。

製造数量が市場の受容性を反映しているとすれば、消費者の上質志向により純米

酒や吟醸酒が求められていると考えられるが、その反面、純米吟醸酒は価格的な理 由から受容性が低くなったと推測することができる。

図表 1-3-5 製造方法別製造数量 (アルコール分 20 度換算) の推移

酒造年度分	11	12	13	14	15	前年度比
純 米 酒	kl (7.1) 53,757	kl (7.0) 52,260	kl (7.3) 50,759	k1 (7.3) 46,286	k1 (7.8) 47,489	% 102.6
純米吟醸酒	(3.5) 26,518	(3.9) 28,921	(4.5) 31,080	(4. 8) 30, 167	(4. 6) 27, 830	92. 3
吟 醸 酒	(4. 4) 33, 381	(4. 6) 34, 105	(4. 8) 32, 898	(4.7) 29,707	(4.9) 29,911	100. 7
本醸造酒	(16.7) 127,005	(15.9) 118,696	(15. 4) 106, 428	(15. 2) 96, 072	(13.7) 83,770	87. 2
(特定名称酒) 小 計	(31. 6) 240, 661	(31. 4) 233, 982	(32. 0) 221, 165	(31. 9) 202, 233	(31. 0) 188, 999	93. 5
普 通 酒	(53. 3) 405, 131	(52.6) 392,535	(52. 3) 361, 352	(51.7) 327,772	(52.7) 321,547	98. 1
増 醸 酒	(15. 1) 114, 600	(16.0) 119,554	(15. 8) 108, 940	(16.4) 103,800	(16.3) 99,666	96.0
合 計	(100.0) 760,392	(100.0) 746,072	(100.0) 691,458	(100.0) 633,805	(100. 0) 610, 212	96. 3

(注) 1. () 内は当該年度製造合計量に占める構成比(%)

2. 集計値の端数処理の関係で、各値の合計が合計値と異なる場合がある

出典:「平成15酒造年度における清酒の製造状況等について」国税庁

4. 売上総利益率の推移

平成14年度における清酒製造業界全体の売上総利益率は29.2%であった。

そのうち清酒製造に係わる事業の売上総利益率は34.6%であり、他に展開している 兼業業種や収益手段に比較して、清酒製造業の効率が良いことを表している。

図表 1-3-6 売上総利益の推移 清酒製造業の経営状態 (業界全体の計数) (単位:億円)

		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	前年比	10年/14年比
	売上総利益の 合計	8, 238	8, 221	8, 065	7, 621	6, 366	83. 5%	77. 3%
	売上総利益率	29. 1%	29.8%	30. 1%	29. 9%	29. 2%	_	
	うち清酒製造 業に係わるも の		2, 557	2, 425	2, 300	2, 179	94. 8%	82.3%
	売上総利益率	33. 3%	33. 7%	33. 9%	34. 4%	34.6%	_	_

出典:『清酒製造業の概況 (平成15年度調査分)』国税庁ほか

5. 平成 14 年度の営業利益は平成 10 年度に比べ約 3 割減少

図表 1-3-7 は清酒製造業界の営業利益及び税引前当期純利益の推移を示したものである。平成 14 年度の営業利益の合計は 726 億円で前年に比較して 7.7%減少している。 平成 10 年度の営業利益は 1,018 億円であり、 4 年間で 28.7%減少した。 また清酒製造業に関わる者の営業利益は 4 年間で半減し、営業利益率も平成 10 年度の 2.2%から平成 14 年度には 1.3%と 0.9 ポイントも下がり、ますます収益率が悪くなる清酒製造業界の厳しさを表している。

図表 1-3-7 営業利益及び税引前当期純利益の推移 清酒製造業の経営状態(業界全体の計数)

(単位:億円)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	前年比	10年/14年
営業利益 の合計	1018	1112	1120	786	726	92.3%	71.2%
営業利益率	3.6%	4.0%	4.2%	3.1%	3.3%		
うち 清酒製造業に 関わるもの	172	169	115	75	80	107.1%	46.5%
営業利益率	2.2	2.2	1.6	1.1	1.3		
税引前 当期純利益 の合計	893	812	706	387	▲ 850		

出典:『清酒製造業の概況(平成15年度調査分)』国税庁ほか

6. 労務環境について

清酒製造業者の大半が中小企業であり、零細な事業者がその大部分を占める。そのことから計画的な人事採用がなされていない例が多く、昔ながらの「酒造季節従業員」と地元出身者を主体とする「常用従業員」、「臨時従業員」と経営者の家族で構成され

ている例が少なくない。酒造従業員については、杜氏をはじめとする季節雇用の従業 員に依存することが多いが、杜氏の高齢化や地方からの出稼ぎによる労働力の減少に より人手の確保が大きな課題となっている。

過去、酒造従業員は杜氏を頂点とする高度に組織化された集団であった。ベテラン 杜氏は、原料米の選定から酒質の決定、酒の製造、品質管理はもちろん、蔵人の人員 構成や賃金決定にいたるまで、酒造りにおける一切を任されていた例が少なくない。

しかし近年、経営の近代化を目指す清酒製造業者のマネジメント力強化の志向や減少を続ける蔵人などによる人手不足を背景に、社員による酒造りを目指す企業が増加し始めている。

酒造経験者は杜氏とその下の頭(かしら)のみで、不足分はパートなどで対処する例が増加している。また、杜氏の後継者に、経営者の子弟が就く例も増加しており、経営者及びその子弟が製造に直接従事する製造場数は、全体の約3割に達していると思われる。

7. 清酒製造業者の設備稼働状況の推移

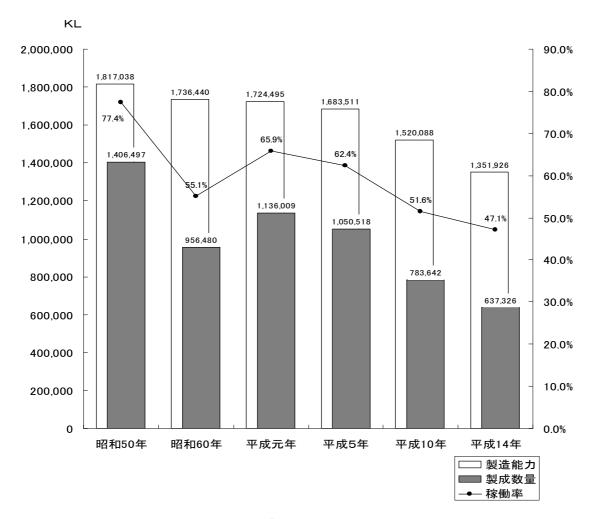
昭和 50 年には 77.4% あった設備稼働率が、平成 14 年には 47.1% にまで下がっている。つまり設備能力の半分も生かせていないこととなる。

品質の向上を狙い、あるいは大量生産を考えて設備投資や瓶詰めラインの強化など 設備投資は様々に行われてきたが、消費量が低下しているため、設備の非稼働率が高 まっている。

特に近年の稼動率は減少の一途であり、設備投資の意欲も減退しているものと推察される。一般に、製造業においては、設備稼働率が高まれば高まるほど、単位当たり製品(リッター当たり)に対する収益性が高まる。そのため、生産量を上げるか、遊休設備の売却や新規設備投資を最小限に留めて外部設備を活用する等、設備の稼働率の改善が求められる。

なお、自社の設備をフル稼動すると桶買い分が不要になり、従来からの桶買い先を苦しめることになるとして、自社の製造を制限する蔵も一部には存在しているようである。今回の調査先の中には自社の設備は最小限しか使わず、外部の遊休率の高い企業へ外注することによってコストの圧縮に取り組んでいるところもあった。現在所有している設備によるが、幅広い検討が必要な時期かもしれない。

図表 1-3-8 清酒製造業の設備稼働状況の推移



出典:『清酒製造業の概況(平成15年度調査分)』国税庁ほか

8. 清酒業界の見通し

現在は平成 19 年度までの時限措置である租税特別措置法第 87 条(清酒等に係る酒税の税率の特例)の恩恵を得ている企業が少なくない。租税特別措置法第 87 条は、蔵出し量が 1,300kl 以下の清酒等の製造業者に対し、200kl までの酒税を 3 割(平成 18年4月から平成 20年3月までは 2 割 5 分)軽減するものであり、現状は、この酒税の軽減措置のおかげで帳尻を合わせている製造業者も多い。

こうした業者にあっては、早急に酒税の軽減分を体質改善に投資して、租税特別措置法第87条がなくなっても、酒税の全額が負担できる仕組みづくり、売り上げづくりを開発しておかなければ、一層厳しい状況に追い込まれてしまうのは自明の理である。このような現状から、数年後には100k1、200k1といった零細事業者を中心に、清酒製造業者の更なる業績悪化が懸念される。経営意識及び事業内容に抜本的な改革が求められている。